

日本信徒マリアニスト共同体規約  
および細則、規程

2019年6月

日本信徒マリアニスト共同体

1997年01月19日制定  
2000年04月15日改訂  
2002年04月20日改訂  
2003年04月26日改訂  
2007年05月26日改訂  
2010年05月29日改訂  
2013年 5月27日改訂  
2016年 6月4日改訂  
2019年 6月16日改訂

## 第1章 総 則

### <名称>

第1条 本会は、日本信徒マリアニスト共同体と称する。英文名を Japan Marianist Lay Communities とする。また略称を日本MLC(にほんエムエルシー)とする。

### <会の定義・精神>

第2条 本会は以下の精神を有するカトリックの団体であり、この精神を生きる信徒によって構成される。

1. 本会は、世にあってカトリック教会の福音宣教に奉仕する信徒の共同体である。
2. 本会はマリアニスト家族に属し、その二人の創立者、ギョーム・ヨゼフ・シャミナード神父およびアデル・ド・バツ・ド・トランケレオン修道女の精神の賜によって、霊的に導かれている。
3. 本会は、会員が洗礼によって、世の変革のためにマリアの子となられた神の子イエス・キリストに似るものとなることを求める。
4. 本会は、会員がマリアニストの召命によって、聖霊に鼓舞され、マリアと一致して、世にキリストを現すため、その召命に生きることを望む。

### <会員の生き方>

第3条 本会の会員は、会の精神に従って以下のように生きることを望む。

1. 強いカトリックの信仰を持ち、愛によって鼓舞され、希望のうちに生きる。
2. 人類の必要に応じてキリストを世に送りだしたマリアを手本とする。
3. 時代のしるしに注意を向ける。
4. 初代教会と同様に、共同体の中に生きる。
5. 文化的背景を考慮しながら、神の国を世に広めるために働く。
6. 共同体の発展および共同体のアニメータ(推進者)の育成に努力する。
7. 隣人の中で最も助けを必要としている人達と共に、平和と正義のために働く。

### <会の構成>

第4条 本会は、複数の共同体によって構成され、各共同体に属するすべての会員が会の精神を一致して忠実かつ継続的に生きることができるよう、各共同体間の協力を推進する。

### <活動>

第5条 日本信徒マリアニスト共同体会員が会の精神を生きるために本会は以下の活動を行う。

1. 会員の霊的向上と養成のため、例会、黙想会、講演会等種々の会合を行なう。
2. 各共同体や他のマリアニスト家族および関連諸団体との連絡、情報交換および活動の協力を行う。

3. 機関誌その他の出版物を刊行する。
4. その他本会の精神を生かすために必要な活動を行う。

## 第2章 会 員

### <会員構成と定義>

第6条 会員は、一般会員、奉献会員および賛助会員から成る。

第7条 一般会員は、本会の精神に賛同し、本会の行事や活動に参加する者とする。

奉献会員は、本会の精神にふさわしい霊性を有し、全人的な誓約をもってマリアへの奉献を行った信徒とする。

賛助会員は、本会の精神に賛同し、その活動を援助する者または団体とする。

第8条 一般会員で奉献会員になることを望む者は、細則に定められた方法によって申し込み、代表者会議の議を経て承認される。

第9条 本会に入会しようとする者または団体は、細則に定められた手続きにしたがって申し込み、その入会は所属を希望する共同体の代表者によって決定される。

### <会費>

第10条 各共同体は、本会の運営費として会費を前納する。その年額は共同体に属する奉献会員数および一般会員数にそれぞれの基準額を乗じたものを目安とし、基準額は代表者会議の議を経て、総会で決定される。

賛助会員は、会費を1口以上毎年前納するものとする。1口の額は代表者会議の議を経て、総会で決定される。

### <その他>

第11条 会員は、本会が刊行する機関誌に寄稿することができる。ただし、その掲載の可否は、細則に定める編集委員会の決定による。

第12条 会員は、機関誌の配布を受ける。

## 第3章 共 同 体

第13条 本会は、会員が会の精神を生きるための場として共同体を置く。

共同体はマリアニスト家族の中で基本をなすもので、すべての会員は、共同体の一つに属し、その活動に積極的に参加する。

第14条 各共同体は、細則に定められた方法により代表者を選出する。代表者は、会員の意見の集約、他の共同体や事務局との連絡等を行う。

### <新規共同体の認可>

第15条 既存のグループが新規の共同体として本会への入会を望む場合は、細則に定められた手続き

にしたがって申し込み、その入会は代表者会議の議を経て承認される。

#### 第4章 会長、副会長、評議員および評議会

第16条 本会に会長を置く。会長は細則に定める方法により、奉献会員の中から奉献会員により選出される。

第17条 本会に1ないし2名の副会長を置く。副会長は会長によって指名され、代表者会議の承認を得て決定する。

第18条 欠番

第19条 本会に評議会を置く。評議会は会長、霊生部長、教育部長、財務部長、およびこれを補佐する者から構成され、その構成員を評議員とする。  
会長以外の評議員は会長により会員の中から指名され、副会長とともに代表者会議において承認された者とする。ただし、霊生部長、教育部長および財務部長は奉献会員でなければならない。  
また、次期会長として選出された者は、評議員として会長を補佐する。

第20条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会および代表者会議を召集する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。なお会長と副会長は各部長を兼務することができる。

第21条 評議員は、代表者会議の審議に基づいて次の活動を行う。  
1. 霊生部は、黙想会、巡礼等、会員の霊性向上に必要な活動を行う。  
2. 教育部は、会員の勧誘、養成、宣教、渉外、広報、編集・出版、情報管理等、マリアニストの精神の普及に必要な活動を行う。  
3. 財務部は、庶務、会計、資産管理、各種行事や新規事業の企画・実施等、本会の運営に必要な会務を行う。  
4. キリストの司祭的、預言者的、王的任務(教会法第 204 条)にあずかる上記3部は、その業務内容が多岐にわたることから、その遂行に当たっては、分掌の枠をこえて、相互に協力するものとする。

第22条 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし再選の場合はその任期を2年とする。評議員の任期は、4月1日に始まる。

第23条 評議員は、その任期が終了しても、後任者が就任するまでその職務を遂行する。

#### 第5章 総会、代表者会議および特別委員会

第24条 総会は、奉献会員をもって組織し、毎年1回開いて、本会運営の基本方針を決定する。総会の議長はその都度奉献会員の互選により定める。

第25条 臨時総会は、代表者会議が必要と認めた場合、または奉献会員の1/2以上の請求があった場合、議題を定めて速やかに開催しなければならない。

第26条 会長は、総会開催の日時、場所および議題を、原則として開催の1カ月前までに会員に通知しなければならない。

第27条 総会の議案は会長が提出する。  
奉獻会員は希望する議案事項を代表者会議に提出することができる。  
代表者会議が承認した議案事項については、会長はそれを議題に加えなければならない。

第28条 総会は、奉獻会員の1/2以上の出席をもって成立する。ただし、書面によって総会の決議への委任の意思を表示した奉獻会員は、出席とみなす。総会の議事は、出席会員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第29条 代表者会議は、共同体代表者と会長、副会長、霊生部長、教育部長、および財務部長によって構成され、規約と細則・規程に定められた審議事項、および総会の決定した基本方針に従う運営事項を審議し、会員の活動報告、およびそれらに関する討論、並びに各共同体の現状・将来計画の報告等を行う。代表者会議の議長は共同体代表者の中から互選により定める。

第30条 代表者会議は、必要と認めた事項を検討するために、期間を定めて特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員長は、代表者会議により奉獻会員の中から指名された者とする。

## 第6章 会 計

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第32条 本会の収支決算は、代表者会議の審議を経て、総会において承認されなければならない。

## 第7章 事 務 局

第33条 本会は会計の公正化を図るため、2名の会計監事を置く。

第34条 本会の事務を処理するため事務局を置く。事務局の所在、組織、運営等は代表者会議の審議を経て会長が定める。

## 第8章 規約の変更、その他

第35条 この規約の実行に必要な細則および規程は、代表者会議において制定され、総会において報告される。

第36条 この規約の改廃は代表者会議の審議を経て、総会において決定する。

# 日本信徒マリアニスト共同体細則

1997年01月19日制定  
1999年12月11日改訂  
2000年12月09日改訂  
2003年04月26日改訂  
2009年05月30日改訂  
2009年11月21日改訂  
2010年04月24日改訂  
2013年 5月27日改訂  
2016年 6月4日改訂  
2019年 6月16日改訂

## 第1章 一般会員、奉獻会員および賛助会員

- 第1条 本会に入会を希望する者または団体は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入して事務局あるいは所属を希望する共同体の代表者に提出する。
- 第2条 一般会員で、奉獻会員になることを望むものは、所属する共同体のモデレータの推薦を得た後、所定の申し込み用紙に必要事項を記入して、代表者会議に提出する。
- 第3条 本会に賛助会員として入会を希望するものは、所定の申し込み用紙に必要事項を記入して代表者会議に提出する。

## 第2章 各共同体および例会

- 第4条 新たな共同体として本会への参加を望むグループは、所定の申し込み用紙に必要事項を記入して、代表者会議に提出する。
- 第5条 各共同体は、次の条件を満たしていることを原則とする。  
1. 会員を3名以上有している。  
2. 例会を月に1回以上開く。  
3. 代表者会議が認めるモデレータを例会に招へいする。
- 第6条 各共同体の代表者は、共同体の会員の互選により決定され、事務局に報告される。

## 第3章 会 長

- 第7条 **規約第16条**に定める会長の選出は次の方法による。  
1. 代表者会議は、原則として会長任期満了の3カ月前までに郵送投票により、全奉獻会員に奉

- 献会員の中から次期会長候補者の推薦を求め、その中から上位3位以内に推薦された者を次期会長候補者とする。
2. 代表者会議は、次期会長候補者全員の氏名・所属を全奉献会員に通知して、原則として会長任期満了の2カ月前までに投票を求める。次期会長は、その投票結果に従い決定される。ただし、票数が同じ場合は、現会長が決定する。
  3. ただし、次期会長候補者の推薦を求めた結果、一人が有効票数の2/3以上を得た場合は、この者を次期会長と決定する。

#### 第4章 代表者会議

第8条 会長は、代表者会議開催の日時、場所および議題を、原則として開催の1カ月前までに代表者に通知しなければならない。代表者会議は在任代表者の過半数の出席をもって成立する。代表者が出席できない場合は代理を立てる。ただし、書面によって代表者会議の決議への委任の意思を表示した代表者は、出席とみなす。

また会長は、他のマリアニスト家族の霊生部長に代表者会議へのオブザーバーとしての出席を、原則として開催の1カ月前までに要請しなければならない。

第9条 代表者会議の議事は出席代表者の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決める。

#### 第5章 会計監事

第10条 会計監事は、会長によって会員の中から指名され、代表者会議の審議を経て、総会で決定される。

#### 第6章 委員会

第11条 本会に、編集委員会、行事委員会および渉外委員会を置く。これらの各委員会は、それぞれ別に定める規程に従って運営される。なお会長、副会長、各部長は、必要に応じて委員長を兼務することができる。

#### 第7章 各種会合

第12条 マリアニスト家族の集いを年1回開催する。また講演会、講習会、黙想会等を必要に応じて開く。それらの期日、開催地等は全会員に予告しなければならない。

#### 第8章 刊行物

第13条 本会は、機関誌を発行する。

第14条 機関誌には、総合報告、活動報告、研究報告、解説等を掲載する。

第15条 機関誌に活動報告その他を寄稿しようとする者は、その原稿を編集委員長に提出する。

第16条 会員名簿は3年毎に発行し、各共同体代表者にのみ配布し、3年に1回その名簿を回収する。

## 第9章 活 動 費

第17条 評議会、代表者会議、編集委員会、行事委員会、渉外委員会、また代表者会議が認める特別委員会の構成員、およびその他会長が認める活動の構成員は、その活動によって費消した交通費の実費を、事前に会長の了解を得て、財務部に請求することができる。ただし1回につき上限を4,000円とする。また、活動に必要な交通費以外の費用も、事前に会長の了承を得て、財務部に請求することができる。

これらの請求に対し、財務部はこれを速やかに支払うものとする。



## 日本信徒マリアニスト共同体委員会関係規程

### 編集委員会規程

1. 編集委員会は、会の活動に必要な教材、資料等の編集および出版を行う。
2. 編集委員会は、編集委員約6名よりなる。
3. 編集委員長は、会長によって奉獻会員の中から指名される。その任期は2年とする。
4. 編集委員は、編集委員長によって会員の中から指名される。その任期は2年とする。
5. 編集委員会は、代表者会議の決定した指針に基づいて教材、資料等の編集を行い、財務部長と協議の上、印刷出版の業務を行う。
6. この規程は、1999年12月11日より実施する。

### 行事委員会規程

1. 行事委員会は、総会、マリアニスト家族の集い等各種行事の運営を行う。
2. 行事委員会は、行事委員約6名よりなる。
3. 行事委員長は、会長によって会員の中から指名される。その任期は2年とする。
4. 行事委員は、行事委員長によって会員の中から指名される。その任期は2年とする。
5. 行事委員会は、代表者会議の決定した指針に基づいて、必要な事項を審議し、実行する。
6. この規程は、1997年1月19日より実施する。

### 渉外委員会規程

1. 渉外委員会は、国内および国外の共同体、関連する団体、および機関等との交流を行う。
2. 渉外委員会は、渉外委員約5名よりなる。
3. 渉外委員長は、会長によって、奉獻会員の中から指名される。その任期は2年とする。
4. 渉外委員は、渉外委員長によって、会員の中から指名される。その任期は2年とする。
5. 渉外委員会は、その他下記の事項を行う。
  - a. 国内および国外の共同体や関連団体等との情報の交換、活動の協力に関する必要事項を審議し、それらの結果を代表者会議に報告する。
  - b. 代表者会議より依頼された渉外関連事項を処理する。
6. この規程は、1997年1月19日より実施する。

### 慶弔規程

1. 会員はマリアニスト会員の訃報を受けた場合は、速やかに会長に知らせるものとする。
2. 訃報を受けた会長は、可能な限り迅速に全会員に知らせ、故人への祈りを依頼する。
3. この規程は、2010年5月29日より実施する。